

基幹インフラ制度における今後の対応について

令和 6 年 1 月 30 日

基幹インフラ制度における今後の対応

- 経済安全保障推進法の基幹インフラ制度は、基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、法律で重要な事業を定めたうえで、政令によって規制対象事業を絞り込み（特定社会基盤事業）、当該事業を行う者のうち所管大臣の指定を受けた事業者（特定社会基盤事業者）が、重要な設備（特定重要設備）の導入等をしようとした際、事前に審査をする制度。
- 港湾・医療分野については、経済安全保障推進法の成立後に大規模なサイバー攻撃事案が発生したことも踏まえ、基幹インフラ制度の適用について国土交通省・厚生労働省と連携して検討を実施したところ。経済安全保障法制に関する有識者会議における議論も踏まえ、以下のとおり対応することとする。
 - 港湾については、港湾運送の役務の安定提供の確保を図るため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加する改正法案の準備を進める。
 - 医療については、
 - ① 個々の医療機関については、周辺の医療機関との連携により必要な医療提供を継続することが可能であること等の理由により、特定社会基盤事業者として指定される者が想定されない等の整理を踏まえ、引き続き基幹インフラ制度の対象としない。
 - ② 医療DXに関するシステムについては、今後開発されるシステムの機能によっては、そのシステムがサイバー攻撃等を受けた場合に影響が広範囲に及ぶ可能性もあることから、基幹インフラ制度の適用について引き続き検討していく。

港湾に関する対応のイメージ

規制対象となり得る事業

（規制対象事業は、法律で列挙した事業の中から政令で定めることとなる。[この法律で列挙する事業に一般港湾運送事業を追加することを検討。](#)）

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送（追加）	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード